

様式第5号（第5条関係）

令和7年4月28日

愛西市議会議員

近藤 武様

愛西市議会議員 吉川 三津子

令和6年度政務活動費収支報告書

愛西市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 収入	<u>203,250 円</u>
	(政務活動費 203,250 円)
	(利息 0 円)
2 支出	<u>177,850 円</u>

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費	45,750	視察、公文書請求費等
研修費	112,960	研修会参加費用等
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	19,140	書籍購入
合 計	177,850	

3 残余金 25,400 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



様式第6号（第5条関係）

令和6年度 政務活動費項目別支出内訳書

愛西市議会議員 吉川三津子

（単位 円）

	領収書番号	内容	支出額
調査研究費	1	滋賀県守山市先進地調査宿泊費	8,300
	6	愛西市公文書公開請求費	3,500
	9	愛西市公文書公開請求費	2,340
	12	愛西市公文書公開請求費	3,000
	13	京都府福知山市先進地調査交通費	18,260
	14	京都府福知山市先進地調査研修費	3,000
	15	京都府福知山市先進地調査宿泊費	7,350
	小計		45,750
研修費	3	市町村議会議員都市計画塾参加費	12,000
	4	決算研修会参加（旅費交通費）	22,320
	5	決算研修会参加費（宿泊費込）	12,000
	7	重層支援研修会参加（旅費交通費）	22,320
	8	重層支援研修会参加費（宿泊費込）	12,000
	10	予算研修会参加（旅費交通費）	22,320
	11	予算研修会参加費（宿泊費込）	10,000
	小計		112,960
広報費			
	小計		
広聴費			
	小計		
要請・陳情活動費			
	小計		
会議費			

	小計		
資料作成費			
	小計		
資料購入費	2	判例地方自治・年間購読	19,140
	小計		19,140
支出額計			177,850
収入額計			203,250
残 余 金			25,400

様式第7号（第5条関係）

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
吉川 三津子		2024 年度	1
項 目	☒ 1 調査研究費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☐ 2 研 修 費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 8 資料購入費		支出日 2024 年 4 月 24 日
政務活動費 充当支出金額	金. 8, 3 0 0 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合（ 1 0 0 %） 領収書金額 金. 8, 3 0 0 円 領収書原本は（ ）議員に添付		
支 出 方 法	☒ 全額個人 ☐ 按分（按分人数 人 1 人あたり 円） 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内 容	滋賀県守山市先進地調査 宿泊費（ホテル代）		

《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》

領収書

RECEIPT

No.357440-DB

日付：2024/04/24



ベッセルイン滋賀守山駅前

VESSEL INN SHIGAMORIYAMA EKIMAE

〒524-0041

登録番号 T6240001033853

滋賀県守山市勝部一丁目1番17号

1-1-17, Katsube, Moriyama, Shiga

TEL 077-514-0011 FAX 077-514-0023

領収書名 吉川 三津子 様

ご請求額 AMOUNT DUE	¥8,300-
内消費税 TAX	¥754

但し

10%対象
消費税¥8,300
¥754

現金	CASH
クレジット	CREDIT

税抜金額5万円以上は、収入
貼付。クレジットご利用は印
別表第1第17号文書に非該
ため印紙税は非課税です。担当者
CLERK 濱西 VMR

様式第7号 (第5条関係)

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
吉川 三津子		2024 年度	2
項 目	☐ 1 調査研究費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☐ 2 研 修 費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 4 広 聴 費 ☒ 8 資料購入費		支出日 2024 年 6 月 5 日
政務活動費 充当支出金額	金. 19, 140 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合 (100%) 領収書金額 金. 19, 140 円 領収書原本は () 議員に添付		
支 出 方 法	☒ 全額個人 ☐ 按分 (按分人数 人 1 人あたり 円) 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内 容	判例地方自治・年間購読 資料購入費		

《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》



振込金受領証 (金融機関・コンビニエンスストア等)	
払込人氏名 吉川 三津子	
振込先 株式会社 ぎょうせい	
お引当の口座番号 704328907	金額 19,140
内消費税額 1,740	受取人 株式会社 ぎょうせい
振込先 みずほ銀行東京営業部 普通 4913720 カギ ヨウセイ	
受領印 	
収入印紙貼付欄 	
(お客様持)	

様式第7号（第5条関係）

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
吉川 三津子		2024 年度	3
項 目	☐ 1 調査研究費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☒ 2 研 修 費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 8 資料購入費		支出日 2024 年 7 月 15 日
政務活動費 充当支出金額	金. 12,000 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合（ 100%） 領収書金額 金. 12,000 円 領収書原本は（ ）議員に添付		
支 出 方 法	■全額個人 ☐ 按分（按分人数 人 1 人あたり 円） 按分者名 [] 按分割合の根拠 （ ）		
内 容	市町村議会議員都市計画塾研修会参加費		
《領収 書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》			

領 収 証

吉川 三津子 様

金 12,000 円

但し、令和6年度市町村議会議員都市計画塾年会費として

令和6 年 7 月 15 日 上記正に領収いたしました

市町村議会議員都市計画塾

事務局 名古屋市守山区森宮町100

鬼頭 弘子

TEL/FAX 052-792-1156

3

様式第7号 (第5条関係)

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
吉川 三津子		2024 年度	4
項 目	☐ 1 調査研究費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☒ 2 研 修 費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 8 資料購入費		支出日 2024 年 8 月 24 日 2024 年 8 月 25 日
政務活動費 充当支出金額	金. 22,320 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合 (100%) 領収書金額 金. 22,320 円 領収書原本は () 議員に添付		
支 出 方 法	☒ 全額個人 ☐ 按分 (按分人数 人 1 人あたり 円) 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内 容	決算研修会参加 乗車券 (新幹線のみ領収書あり)		
《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》			
藤浪→名古屋→品川→新宿→参宮橋 (往復)			

領 収 書

④

Recipient
領収年月日 2024.-8.24 登録番号: T3180001031569
金額 ￥10,560 (消費税等込み) 税10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類
(50411 1枚)
東海旅客鉄道株式会社
名古屋MV719発行 60412-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

領 収 書
Receipt
領収年月日 2024.-8.25
金額 ￥10,560
登録番号: T9011001029597
税 10%
上記金額確かに領収いたしました
購入商品 J R乗車券類
(60237 1枚)
東日本旅客鉄道株式会社
新宿駅 VF10 発行 00238-02
印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

領収書 18 藤浪 ← 石屋 92014
新宿 ← 参宮橋 28014

様式第7号 (第5条関係)

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
吉川 三津子		2024 年度	5
項 目	☐ 1 調査研究費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☒ 2 研 修 費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 8 資料購入費		支出日 2024 年 8 月 23 日
政務活動費 充当支出金額	金. 12,000 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合 (100%) 領収書金額 金. 12,000 円 領収書原本は () 議員に添付		
支 出 方 法	☒ 全額個人 ☐ 按分 (按分人数 人 1 人あたり 円) 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内 容	決算研修会参加 研修参加費・宿泊費		
《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》			

領收証

吉川三津子 様

¥ 12,000 -

但 研修会参加費 とし

2024年 8月23日 上記正に領収いたしました

全国自治体議員行財政自主研究会
〒445-0062 愛知県西尾市丁田町落20-30
(鈴木規子)
Tel 0563-57-0450 FAX0563-54-0323

政務活動費支出明細書

[illegible]

愛西市納入通知書兼領收書歲入

吉川三津子

様

金額	3,500	円
----	-------	---

摘要 コピ一代 No.46

納期限 令和 6 年 9 月 24 日

上記のとおり納期限までに納入してください。

令和 6 年 8 月 23 日

愛西市長 日永貴章

愛知市印

お問い合わせ先 総務部 総務課

年度	會計	科目	区分	所属	事業
06	01	210503015099	0	040500	
納付番号				金額	件数
				3,500	

納入場所

○愛西市役所及び各支所
上記金額を領収しました。

○取投金融機関

三菱UFJ銀行
いちいち信用金庫
あいち海部農業協同組合

あいち海部農業

三十三銀行

名古屋銀行

東海労働金庫

重信西區

大垣共立銀行

十六銀行

(金額を訂正したものは無効です)

(納入者保管)

04050005

領收日付印

様式第7号 (第5条関係)

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
吉川 三津子		2024 年度	7
項 目	☐ 1 調査研究費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☒ 2 研 修 費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 8 資料購入費	支出日 2024 年 11 月 16 日 2024 年 11 月 17 日	
政務活動費 充当支出金額	金. 22,320 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合 (100%) 領収書金額 金. 22,320 円 領収書原本は () 議員に添付		
支 出 方 法	☒ 全額個人 ☐ 按分 (按分人数 人 1 人あたり 円) 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内 容	重層支援研修会参加 乗車券 (新幹線のみ領収書あり)		
《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》			
藤浪→名古屋→品川→新宿→参宮橋			

領収書
Receipt
領収金
2024.11.14
登録番号: T3180001031569
¥10,560 (消費税等込) 税10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類
(20408 1枚)
東海旅客鉄道株式会社
名古屋MV717発行 30409-02

納告申告紙印
村中屋名つき
済認承署務税

領 收 書
Receipt
領收年月日 2024.11.17 登録番号: T9011001029597
全額 税10%
¥10,560

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類
(20387 1枚)
東日本旅客鉄道株式会社
新宿駅VF11発行 30388-02

納谷濟
告波認
申き承
税つ署
紙に務
印付税

領收書好 藤浪 ↔ 名石屋
参宮橋 ↔ 新宿

$\frac{4}{7} 920$
 $\frac{4}{7} 280$

様式第7号 (第5条関係)

政務活動費支出明細書

氏名		会計年度	領収書番号
吉川三津子		2024年度	8
項目	☐ 1 調査研究費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☒ 2 研修費 ☐ 6 会議費 ☐ 3 広報費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 4 広聴費 ☐ 8 資料購入費		支出日 2024年10月18日
政務活動費 充当支出金額	<u>金. 12,000 円</u>		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合（100%） 領収書金額 <u>金. 12,000 円</u> 領収書原本は（ ）議員に添付		
支出方法	☒ 全額個人 ☐ 按分（按分人数 <u>　人</u> 1人あたり <u>　　　　　</u> 円） 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内容	重層支援研修会 研修参加費・宿泊費		
《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》			

領收証

吉川三津子 様

¥ 12,000 -

但 研修費及び宿泊費とに

2024 年 10 月 18 日 上記正に領収いたしました

全国自治体議員行財政自主研究会
〒445-0062 愛知県西尾市丁田町落20-30
(鈴木規子)
Tel 0563-57-0450 FAX0563-54-0323

様式第7号（第5条関係）

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
吉川 三津子		2024 年度	9
項 目	☒ 1 調査研究費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☐ 2 研 修 費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 8 資料購入費		支出日 2024 年 11 月 18 日
政務活動費 充当支出金額	金. 2, 3 4 0 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合（ 1 0 0 % ） 領収書金額 金. 2, 3 4 0 円 領収書原本は（ ）議員に添付		
支 出 方 法	☒ 全額個人 ☐ 按分（按分人数 人 1 人あたり 円） 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内 容	愛西市公文書公開請求費		
《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》			

愛西市 納入通知書兼領収書 歳入

9 様

吉川三津子

金額	2, 340 円
----	----------

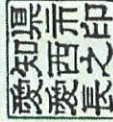
摘要 コピー代 No.64

金銭収支

納期限 令和 6 年 12 月 16 日

上記のとおり納期限までに納入してください。

令和 6 年 11 月 15 日



愛西市長 日永貴章

お問い合わせ先 総務部 総務課

年度	会計	科目	区分	所属	事業
06	01	210503015099	0	040500	
納付番号	枝番	調定番号	金額	2,340	件数

納入場所

上記金額を領収しました。

○愛西市役所及び各支所

○取扱金融機関

- 三菱UFJ銀行
- いちい信用金庫
- 愛知銀行
- 百五銀行
- 桑名三重信用金庫
- 中京銀行
- 大垣共立銀行
- 十六銀行
- あいち海部農業協同組合
- 三十三銀行
- 名古屋銀行
- 東海労働金庫
- 尾西信用金庫

領収日付印
出納 6. 11. 18 三菱UFJ・津島(20)

（金額を訂正したものは無効です）

（納入者保管）

04050005

様式第7号 (第5条関係)

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
吉川 三津子		2024 年度	1 0
項 目	☐ 1 調査研究費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☒ 2 研 修 費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 8 資料購入費		支出日 2025 年 1 月 25 日 2025 年 1 月 26 日
政務活動費 充当支出金額	金. 22,320 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合 (100%) 領収書金額 金. 22,320 円 領収書原本は () 議員に添付		
支 出 方 法	☒ 全額個人 ☐ 按分 (按分人数 人 1 人あたり 円) 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内 容	予算研修会参加 乗車券 (新幹線のみ領収書あり)		
《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》			
藤浪→名古屋→品川→新宿→参宮橋 (往復)			

領収書	吉川三津子様	領収書	吉川三津子様
Receipt		Receipt	
通年日	2025-1-26	領収年月日	2025-1-25
主領	登録番号: T9011001029597	主領	登録番号: T3180001031569
	¥10,560 税10%		¥10,560 (消費税等込み) 税10%
上記金額確かに領収いたしました		上記金額確かに領収いたしました	
購入商品	JR乗車券類	購入商品	JR乗車券類
(10302 1枚)		(10351 1枚)	
東日本旅客鉄道株式会社		東海旅客鉄道株式会社	
新宿線VF1発行	20303-02	名古屋MV716発行	20352-02
印紙税申告納付につき波谷税務署承認済		印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済	

令領叔青丸 藤浪 ↔ 名石屋 920円
新宿 ↔ 参宮橋 280円

様式第7号 (第5条関係)

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
吉川 三津子		2024 年度	1 1
項 目	☐ 1 調査研究費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☒ 2 研 修 費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 8 資料購入費		支出日 2025 年 1 月 18 2025 年 1 月 26 日
政務活動費 充当支出金額	金. 10,000 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合 (100%) 領収書金額 金. 10,000 円 領収書原本は () 議員に添付		
支 出 方 法	☒ 全額個人 ☐ 按分 (按分人数 1 人あたり 円) 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内 容	予算研修会参加 研修参加費・宿泊費		
《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》			

領收証

吉川 三津子

様

7 10,000 -

但 研修費及び宿泊費とL2

2025年 1月 18日 上記正に領収いたしました

全国自治体議員行財政自主研究会
〒445-0062 愛知県西尾市丁田町落20-304
(鈴木規子)
Tel 0563-57-0450 FAX0563-54-0323

様式第7号（第5条関係）

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
吉川 三津子		2024 年度	12
項 目	☒ 1 調査研究費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☐ 2 研 修 費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 8 資料購入費		支出日 2024 年 9月13日
政務活動費 充当支出金額	金. 3, 0 0 0 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合（ 1 0 0 % ） 領収書金額 金. 3, 0 0 0 円 領収書原本は（ ）議員に添付		
支 出 方 法	☒ 全額個人 ☐ 按分（按分人数 人 1 人あたり 円） 按分者名 [] 按分割合の根拠（ ）		
内 容	愛西市公文書公開請求費		
《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》			

愛西市 納入通知書兼領収書 歳入

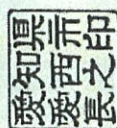
吉川三津子 様

金額 3, 0 0 0 円

摘要 コピー代 No.45

納期限 令和 6 年 10 月 15 日
上記のとおり納期限までに納入してください。

令和 6 年 9 月 13 日



愛西市長 日永貴章

お問い合わせ先 総務部 総務課

年度	会計	科目	区分	所属	事業
06	01	210503015099	0	040500	
納付番号	枝番	調定番号	金額	件数	
			3, 000		

納入場所

○愛西市役所及び各支所
○取扱金融機関



三菱UFJ銀行
いちい信用金庫
愛知銀行
百五銀行
桑名三重信用金庫
中京銀行
大垣共立銀行
十六銀行
あいち海部農業協同組合
三十三銀行
名古屋銀行
東海労働金庫
尾西信用金庫

（金額を訂正したものは無効です）

（納入者保管）

04050005

様式第7号（第5条関係）

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
吉川 三津子		2024 年度	13
項 目	☒ 1 調査研究費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☐ 2 研 修 費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 8 資料購入費		支出日 2025 年 2 月 3 日 2025 年 2 月 4 日
政務活動費 充当支出金額	金. 18,260 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合（ 100%） 領収書金額 金. 18,260 円 領収書原本は（ ）議員に添付		
支 出 方 法	☒ 全額個人 ☐ 按分（按分人数 人 1 人あたり 円） 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内 容	京都府福知山市先進地調査 交通費（JR のみ領収書あり）		
《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》			
藤浪→名古屋→京都→福知山			

935

領 収 書 吉川三津子 様

Receipt
領収年月日 2025-2-3 登録番号: T3180001031569
金 額 ￥8,670 (消費税等込み) 税 10%

上記金額確かに領収いたしました
購入商品 JR乗車券類
(00336 3枚)
東海旅客鉄道株式会社
名古屋MV305発行 10337-01

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

領 収 書 吉川三津子 様

Receipt
領収年月日 2025-2-4 登録番号: T1120001059675
金 額 ￥8,670 (消費税等込み) 税 10%

上記金額確かに領収いたしました
購入商品 JR乗車券類
(60020 3枚)
西日本旅客鉄道株式会社
福知山駅MK2発行 00021-02

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

領収書なし 藤浪↔名古屋 92019
新宿 富橋 28019

様式第7号 (第5条関係)

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
吉川 三津子		2024 年度	1 4
項 目	☒ 1 調査研究費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☐ 2 研 修 費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 8 資料購入費		支出日 2025 年 2 月 4 日
政務活動費 充当支出金額	金. 3, 0 0 0 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合 (1 0 0 %) 領収書金額 金. 3, 0 0 0 円 領収書原本は () 議員に添付		
支 出 方 法	☒ 全額個人 ☐ 按分(按分人数 人 1 人あたり 円) 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内 容	京都府福知山市先進地調査 研修費		

《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》

藤浪→名古屋→京都→福知山

領 収 証

No. _____

愛媛県議会議員 吉川三津子 様

金 額									
				7	3	0	0	0	-

但 福知山市視察費用として
令和7年 2 月 4 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	
消費税額(%)	
税抜金額	
消費税額(%)	

福知山市議会議員
吉川 三津子

登録番号

様式第7号 (第5条関係)

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
吉川 三津子		2024 年度	1 5
項 目	☒ 1 調査研究費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☐ 2 研 修 費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 8 資料購入費		支出日 2025 年 2 月 3
政務活動費 充当支出金額	金. 7, 3 5 0 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合 (1 0 0 %) 領収書金額 金. 7, 3 5 0 円 領収書原本は () 議員に添付		
支 出 方 法	☒ 全額個人 ☐ 按分 (按分人数 人 1 人あたり 円) 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内 容	京都府福知山市先進地調査 宿泊費		
《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》			
ホテルサニールート 福知山 領 収 書 吉川 三津子様 領収金額 ¥7,350 (きむ・消費税) 以下にて領収いたしました ◆ご利用明細◆ 2025.02.03 資料代 ¥7,350 10%対象 ¥7,350 (内 消費税額 ¥668) ◆お支払い明細◆ 現金 ¥7,350 お部屋番号 207 宿泊期間 2025.02.03 - 2025.02.04 ホテルサニールート福知山 TEL 0773-23-1888 FAX 0773-24-8300 印紙税申告納 付につき福知山 税務署承認済 発行元 株式会社天狗堂 登録番号 T9130001041179 取引番号 298150 2025.02.03 1 / 59			

様式第10号（第6条関係）

2024年 5月 13日

愛西市議会議長

近藤 武 様

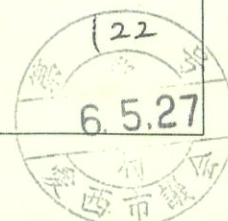
愛西市議会議員 吉川 三津子

先進地調査等成果報告書

（先進地調査を・研修に・研修を）下記のとおり（実施・参加）しましたので、愛西市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第2項の規定により報告します。

記

1. 調査・研修日	2024年5月10日（金）～11日（土） （1泊2日）
2. 調査・研修先	滋賀県守山市
3. 調査・研修内容	主催「全国自治体議員行財政自主研究会」 滋賀県守山市における先進事例の視察 ① 人口が増え続ける守山市の独自施策を学ぶ 市役所・発達支援センター・図書館を訪問 ② 介護施設の現状と課題を学ぶ
4. 行 程	<u>1日目</u> 往路 自家用車にて移動（自宅→東名阪・新名神→守山市） 視察調査①「守山市環境センター」 （午前10時30分～12時）市役所に移動 視察調査②「庁舎内レストラン」 （午後12時45分～ ） 視察調査③「守山市役所の庁舎見学と独自施策」 ・ ペーパレス・働き方改革の現場見学 ・ 市長から自慢の施策の説明 （午後2時20分～ ） 視察調査④「発達支援センター」 （午後4時45分～ ）



	<u>2日目</u> 視察調査⑤ 民間介護施設「三宅友愛デイサービス」 (午前9時～11時) 視察調査⑥ 「守山市図書館」 (午前11時30分～午後3時) 15:00 解散 復路 自家用車にて移動(守山市→新名神・東名阪→自宅)		
5. 参加者	全国自治体議員行財政自主研究会の 市町村議員・県議 11名 (名簿の配布なしのため、人数のみの報告)		
6. 経費内訳	費 目	内 容	金 額
	交通費	自宅・滋賀県守山市の往復(ガソリン・高速料金)	自費
	宿泊費	ベッセルイン滋賀守山駅前(食事なし)	8,300
	宿泊費	夕食・朝食代	自費
	手土産	視察先への手土産	自費
	講師謝礼	民間介護施設での講師	自費
		合 計	8,300
7. 成果・提言	別紙のとおり		

先進地調査等成果報告書（7. 成果・提言）

① 視察調査①「守山市環境センター」	2024/05/10 10:30～12:00
= 市単独で運営の焼却施設(直営) = 国は広域処理を推奨していますが、守山市は1市単独で焼却施設を運営しています。 私は、旧焼却炉から新焼却炉に建て替えを検討中に、講師としてお話をしに伺ったことがあります。 そのときお話ししたことは、 ・ 過大な施設にすると、高温焼却を維持するためにゴミが必要になり、ゴミ減量が進まなくなること。 ・ プラスチックを焼却しないと熱量が足りず、重油を追加して焼却しなければならない傾向があるが、プラスチック焼却はそれなりに環境汚染のリスクがあるので、生ゴミなどの水切りの工夫が必要なこと。 ・ 風呂や温水プールを作ると、その施設を維持するためにゴミが必要になり、ゴミ減量施策が進み憎くなること。 ・ ゴミ質は多種多様なので、環境汚染はダイオキシンだけの問題ではないこと。 ・ ゴミが不足して、産廃を入れようとしている自治体がでてきていること（ゴミ質が違うので危険度が増す）。 ・ 広域処理ではなく、ゴミ行政のコントロールができる市単独処理がよいこと。 このようなことを話した上で、行政には財政的な課題があり、国からの補助金の関係もあるなど様々な事情がある中、市民と話し合いながらゴミ処理の方法を決めていくことが重要であることを話したように思います。 担当職員に話を聞きましたが、市全体のゴミをどうするか。ゴミ減量をどう進めるか。迷惑施設への理解を周辺住民からどう得るのかなど、新しい施設にするまでに、かなりの議論が重ねられたように感じました。	
	
【市への提言】	

現在、愛西市は周辺自治体と弥富市で広域焼却をしています。

今まで、幹部会（首長会議）や課長会会議の議事録も入手してきましたが、本来、市の方針を持ち寄ってゴミ施策を進めるべきところ、一部事務組合にお任せの状況で、その方針を市町村が持ち帰っている状況。これでは、市独自のゴミ減量施策は進みません。

現在の焼却施設も老朽化が進んでおり、建て替えの計画もあります。処理方法が適切なのか、規模は適切なのか、一部事務組合への負担金が適切なのかは、市としての施策があってはじめて積算できることです。

市として判断・評価できる職員の力量が必要です。守山市の人口は、約8万5千人であり、大きな差がある自治体とは言えません。廃棄物処理に関する知識を持ち、市独自の方針をもって頂きたい。

視察調査②「庁舎内レストラン」

視察調査③「守山市役所の庁舎見学と独自施策」

2024/05/10 12:45～16:00

= 大人気の庁舎内レストラン =



パイキングと生スパゲッティーのセットです。

大人気なのでスタート時間が決められ、総入れ替えでローテーション運営されています。制限時間は90分なのでゆっくりと食事ができます。

野菜もたっぷりで味もとてもよく、市役所に足を向けるきっかけになっていると思いました。市役所は堅苦しい存在であってはならない。用がなくても立ち寄りたくなる庁舎に！という思いでこのレストランが運営されていると思いました。

= 市長の経歴 =

とにかく市長が元気！

独自のアイデアいっぱいでありながら独走せず、職員の意見を取り入れる行政運営が素晴らしいと思いました。また、森中市長は、総務省出身で守山市や滋賀県へも出向した経験があり、半分为地方自治体、半分为総務省の公務員生活



だったそうです。

～職員の方に、庁舎内を案内していただきました～

=働き方改革！ 自分専用の机がない職場(市役所内見学) =

庁舎見学で最初に驚いたのは、どこで仕事をしてよいこと。自分のパソコンを持って、移動して仕事をしています。今日は、あの人と打ち合わせをしながら仕事を進めたいとなると、そのスペースを確保して、効率よく仕事が始まるとのこと。会議室をいちいち確保する必要はありません。



また、ひとりでじっくり仕事に集中したいとなると、黒いテントのようなカプセルがあり、ひとりこもって仕事をし、リフレッシュしたいときは、横になれそうなゆったりできる椅子等が用意されています。

今まで見たことのない職場のロケーション。職員ひとりひとりがゆったりとした気持ちでかつ能率の上がる仕事ができていることが、みていてよくわかる光景でした。

=ペーパーレス50%達成(市役所内見学) =

事務机には、引き出しがありません。

すっきりした事務作業風景になっていました。「最初は、50%ペーパーレスなんて無理！と思ったが、慣れれば書類を探すこともないので、効率よく仕事ができている」と職員からの声も聞きました。通路には、あちこちに丸テーブルが置かれ、職員と市民が近い関係で話ができる環境も整っていました。



＝市民からみえやすい位置に市長室(市役所内見学)＝



市長室が、市民に近い場所に設置されていることも、素晴らしいと思いました。

最初は、奥まったところに市長室があったそうですが、副市長室と取り替えたそうです。市民との距離を考え、フットワークよく動く姿勢が感じられました。

＝子育てフロアにも工夫(市役所内見学)＝

子育て関係のフロアのカーペットが原っぱを思わせる色合いになっていました。子どもを連れての窓口手続きは大変です。子どももくつろぎ、退屈しない工夫がありました。



～市長からも直接、自慢できる施策の話を聞きました～

市長からも、① 隈研吾さん設計の庁舎、図書館の説明

② 働き方改革

そのほかに、③ 庁内固定電話の廃止（スマホ化）も進められ、「テレワークが当たり前の市役所に！」への方針

④ 企業誘致では・・・

最近では、村田製作所、ユアサ・ホンダ合併会社の誘致に成功しており、ゲンゼや旭化成、コカコーラなどもあるとのこと。



村田製作所 研究開発拠点では、子ども向けの科学体験施設も予定しているとのこと。

日頃からアンテナを高くし、情報が耳に入ったら直ちに動く、フットワークについても伺いました。

⑤ 職員不足に備え、一端企業に転職した人を再度雇用する制度

⑥ 一方、待機児童日本一を回避するための苦勞もあること

⑦ 介護保険基準月額については、第9期も据え置き

⑧ 自治会役員だけでまちづくりを担うのには限界であり、市民懇話会実施などの説明がありました。

【市への提言】

守山市では、思い切った改革や取り組みがされていました。

主な施策を上記に示したので、参考にさせていただきたい。例えば、愛西市でもペーパーレスを推進していますが、具体的な数値目標をもって進めることが大切だと感じています。また、若い職員同士での意見交換も盛んに行われている雰囲気を感じられた視察でした。トップダウンも必要ではありますが、職員が工夫して新しい物を見いだしたり、市民の声に耳を傾ける行政運営を望みます。

介護保険料においては、犬山市では独自で分析し、市独自の金額設定をしています。守山市も同様でした。地方自治法で、地方自治が優先されることが示されています。愛西市においても、独自で分析し、市民に説明責任が果たせる決定をしていただきたい。

視察調査④守山市直営「発達支援センター」

2024/05/10 16:45～

＝工事中で仮のプレハブ施設でしたが・・・＝



滋賀県全体が、発達障がいなどの福祉に力を注いでおり、愛西市の発達支援センター計画策定時には、東近江市に視察に行きました。

この守山市も、直営で大人になるまでの記録を市が保存する仕組みができており、教育部局の職員も配置され、学校との連携もとれていました。

また、「個別支援計画書」は、発達支援課→小学校→中学校→発達支援課と、年齢ごとに責任をもって記入・管理され、最終的に発達支援課にもどり、大人になった後も支援のために使われます。

【市への提言】

愛西市では、大人になっても利用できる発達支援センターとして設立されました。

不登校は、適応教室などでの相談となりますが、発達障がい理由で不登校になっているケースが多い。適応教室でも個別支援計画書へ責任をもって記入し、発達支援センターに最終的に戻るような連携を十分に心がけていただきたい。また、当初の発達支援センター計画がどこまで達成できているか、課題は何かの検証をしながら進めていただきたい。

視察調査⑤ 民間介護施設「三宅友愛テイサービス」

2024/05/11 9:00～11:00

二日目は、民間介護施設の訪問をさせて頂きました。

施設長は、守山市議の方で、ご自分の施設のみならず、民間施設の抱える課題についても説明いただきました。

施設運営についての課題などは、行政は足を運ばねば得ることができません。

国は、人件費処遇改善加算をしていますが、それが労働者に反映されているのでしょうか。また、施設老朽化に対する助成制度がないので、小さな古い介護施設では経営に行き詰まっているところもあることや、補助を受けようとすると書類が複雑で、とても小規模施設では作り上げることができずに他社に委託。委託料が高く、何をやってるかわからない状況になっている施設もあることも聞きました。

民間施設だからと言って行政に関係ないことはありません。市民に必要な施設が地域に維持できるような取り組みも、行政の役割だと思いました。

また、おひとりさまが増える中、身寄りのない方の受け入れは難しいようです

【市への提言】

一人暮らしで身寄りのない高齢者が増えています。

在宅でぎりぎりまで頑張らねばならない高齢者が増えることも予測できます。

入所時の身元引受人がなくて、入所できない方も増えることでしょう。

民間施設の経営状況にも目を向け、居宅介護・施設介護を市民が受け続けることができる施設数やヘルパーが市内で確保できるかの把握もすべきと考えます。

総合事業がスタートしたときは、第1層協議体があり、民間施設や市民活動団体などが情報交換し、何が足りず何で補うかなどの協議がされていました。民間・行政・市民で必要なサービスを作り出す仕組みが必要と考えます。

＝つい手に本を取りたくなる図書館(直営)＝

木をふんだんに使った図書館で、窓が大きく周りの木々が見え、まるで森の中にいるような雰囲気の施設でした。

司書が8名配置されていて、今の社会情勢で伝えるべき内容の書籍が、興味深く配置されていました。こどもたちにも、ウクライナのことがあるので「戦争のこと」や、民主主義のこと、こども基本法に関する書籍などが、手に取りたくなるよ

うな工夫がされ、こどもも大人も、そして家族で本に親しむ環境が整備されています。

文化に親しみ、学ぶ環境が整備されることにより、市民は成長します。市民が成長すれば、まちづくりもうまくなります。市民の文化への親しみ、学ぶ環境が身近にあることが、市民の育ちにつながっていると感じました。

昼食は、館内に小さなレストランがあるので、そこでいただきました。また、館内には音楽会ができる小さなホールがあるので、そこでピアノコンサートにも参加させていただきました。

帰り道にはまちなかに大きな都市公園があり、市民が集っていました。歩道整備をされたところをマラソンする人たちにも出会い、満足度の高いまちであることがよくわかりました。

【市への提言】

図書館は、貸本屋ではありません。市民の文化レベルアップや子どもの学びにとっても大切な施設です。愛西市では、指定管理者制度が導入されたとき、選書は指定管理者が行い、市も選書には関わるようになっていました。しかし、指定管理者が選んだ書籍を後追いで承諾するのみにっていないのでしょうか。今の社会にはこの書籍が必要とかの意見を、市から出すことができていないのでしょうか。まちづくり・人づくりを大きく左右するのが図書館です。専門知識のある人で運営状況のチェックをするようにすべきです。



様式第10号（第6条関係）

2024年 8月 10日

愛西市議会議長

近藤 武 様

愛西市議会議員 吉川 三津子

先進地調査等成果報告書

（先進地調査を・研修に・研修を）下記のとおり（実施・参加）しましたので、愛西市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第2項の規定により報告します。

記

1. 調査・研修日	2024年7月15日（月）		
2. 調査・研修先	ウィルあいち		
3. 調査・研修内容	① 能登震災における復旧状況の報告と対策 ② 各自治体からの課題相談		
4. 行 程	Zoom 参加		
5. 参加者	市町村議会議員都市計画塾の13名 （名簿の配布なしのため、人数のみの報告）		
6. 経費内訳	費 目	内 容	金 額
	研修費	研修参加費	12,000
	合 計		12,000
7. 成果・提言	別紙のとおり		



先進地調査等成果報告書（7. 成果・提言）

① 都市計画塾・研修会（能登視察報告等）

2024/07/15 13:00～17:00

7月1日～3日まで、私も能登の現地調査に同行させて頂きました。

震災からちょうど半年。半島全体を回りましたが、道路が寸断されているところも多く、回り道をしながらの視察でした。開通しているからと言っても十分な道路状況ではなく、液状化による起伏が激しく、本来なら4車線ある道路が、土砂崩れや陥没等で2車線や片側通行になっている状況でした。

ほとんどの地域で、家は崩れたままで、道路上のがれきや土砂だけが取り除かれた状況と言って良いかと思います。

今回の視察は、行政機関に迷惑をかけずに、地域のみなさんの生の声を聞きながら回るという視察でした。今回の視察をどう活かすか、しっかりと考えていこうと思います。

以下、視察を主催された先生を招いての研修会。

The map illustrates the Noto Peninsula, highlighting several key locations. At the top right is Ishinomaki City (石川県市). Moving west along the coast are Kaga City (加賀市), Kanazawa City (金沢市), and Komatsu City (小松市). The central part of the peninsula features the Noto International Airport (ノド里山空港) and the city of Noto (能登市). Further south are the cities of Wajima (輪島市), Inada (穴水町), and Takaoka (高岡市). The southern tip includes the cities of Imabari (伊波市), Iijima (飯島市), and the town of Iijima (飯島町). Other notable locations include the Onuma Hot Spring (輪島温泉) and the Wajima Hot Spring (和食温泉). The map also shows the surrounding waters and the coastline.

=能登の震災が終わってどうなったか？(現状報告)=

【全体のこと】

① 被災状況の中で、行政が手続きの書類を作るのが困難な状況があった。

⇒手続きする資格を持たない人まで動員されてしまう事態に。

(課題) 困難なときどうするのか？

② 若者は戻ってくるだろうか？

⇒新しい生活をはじめた若者は戻ってこないのでは？

⇒まつりが成り立たない

【道路など】

① のと里山街道

二車線道路が一車線道路に。急いでセンターラインに黄色車線をひく
盛り土のところは崩れる。片側だけずり落ちている。

⇒たいした土でなくても、こうなる可能性がある。

② のと里山空港

液状化ではない。揺れで地盤が崩れている

③ 珠洲道路

【崩壊した家屋など】

① 輪島市では

今の瓦は落ちない。(工法が違う)

かつての家は、棟の部分は積むだけ(乗せてあるだけ)の工法

⇒ビニルシートをしているが、
職人不足で工事ができていない

茅葺きなのに、残っているところもある。

ビルがひっくり返った現場がある。

壊れて、火が出て・・・初期消火ができなかった。

川の水を使いたかったが、隆起したので水がなかった。

消防車3台来たが・・・壊れている家が大変多い状況だった

千枚田＝外国人の観光客が来ていた 日本人の観光客はほとんどいない。

田植えができていないところが多い



総持院祖院

前回の震災で修復し、修復し終わるとたんにまた震災
6月から入れるようになった。かつては入館料が必要だったが無料
周辺の参道は、ひどい状況

② 珠洲市では

海岸線・内陸も、全体が激しい被害
更地になっているところもあるが、多くが壊れたまま放置
蛸島漁港＝津波被害

③ 志賀市：被害少ない

④ 道の駅 半島の道の駅は半分以上が休業状況であった

【港のこと】

① 輪島市では、4m掘らないと港が復活できないほど陸地が隆起している。本当に復旧できるだろうか。

⇒ 港が全滅。早く直す港とそうでない港と選別されていた。

⇒ 国や県が管理している場所は早く修理されている。

⇒ 優先順位が低いところは、更に後回しになっている

漁師は、すでに他の港で仕事を始めている。

しかし、近場の漁場で漁をしている人は遠くへ行けない。

(課題) 市町村の自力での復興力をどうするか。

= 能登の震災が終わってどうなったか？ (視察報告から見えてきたこと) =

耐震基準が・・・というが、役にも立たない。新しいか古いかが問題だ！

耐震改修したが、壊れた

⇒ それなりに丈夫にしたつもりが壊れた

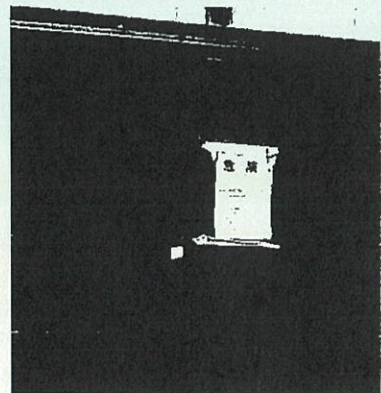
⇒ 家の崩壊を防ぎたければ、建て替えるしかない。

ローンを組める最長年数が、寿命と捉える

家に貼られた「危険の赤紙」の意味！

専門知識のない人による判断

玄関先に赤紙が貼られている家には住むことがで



きません。一見、何の被害も受けていない家に貼られています。その理由は、隣の家がもたれかかっていますよ・・・という理由の物件がたくさんありました。また、黄色の「要注意」の張り紙は、玄関先の上から物が落ちてきそうなので気をつけるようにといったものでした。

地元の方からは、「あの張り紙はあてにならない」との声をお聞きしました。「張り紙が貼ってなくても、家の中の柱が折れている家もあるんだ」とおっしゃるのです。

実は復旧していない水道の現状！

公共の部分は復旧できたといわれています。

しかし、宅地内は、個々の問題として、手を付けられていないところがあるとのこと。

【市への提言】

① 初期消火の必要性

輪島での悲惨な焼け跡をみて、液状化により更に道路状況が悪く、災害時に消防車がたどり着くことの困難さを知った。ならば必要なのは初期消火である。

各世帯に消化器が設置されること。最近減っている「地域ごとの防災訓練」の啓発をすべきと考える。

② 多様な水道水源

水道の管轄が、厚労省から国土交通省に変わった（R6.4から）。水質は、コロナをきっかけに環境省に代わった。

水源は、分割型が重要であり、県水に一本化することは防災上も問題がある。県水が余っているので、件からの圧力もあると思うが、自己水源を守るべき。

③ 重機を持った地元業者育成

能登の復興が遅れているのは、県の端であり、復興が遅れることによる他自治体への影響が少ないことと、地元で水道や道路工事ができる業者が少ないことである。

今までの施策は、小さな会社を潰してきたという面はないか。防災のことを考えれば、自前で重機をもっている会社を育て、県や他自治体の仕事も請け負える力のある業者を育てることが重要だ。入札は、正しい積算をして、正しい予定価格で、法律で禁止されている部切りをしてはならない。

④ 土木・建築の資格者の採用を

議会で何度も提案しているが、現在の公共施設の長寿化のためにも、そして防災のためにも専門家の採用は不可欠である。

⑤ ハザードマップは作るだけでなく、対策を盛り込んだマップを！

② 都市計画塾・研修会（各自治体からの報告等）

日進市から

- ・ 立地適正化計画
- ・ 下水道料金値上げ

瀬戸市から

- ・ 土地区画整理 中水野
- ・ 水道の自己水源をどう守るか

みよし市から

- ・ 地域拠点施設の地盤

豊明市から

- ・ PFI学校給食センター

2024 年 9 月 22 日

愛西市議会議長

近藤 武 様

愛西市議会議員 吉川 三津子

先進地調査等成果報告書

（先進地調査を・研修に・研修を）下記のとおり（実施・参加）しましたので、愛西市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第2項の規定により報告します。

記

1. 調査・研修日	2024 年 8 月 24 日（土）～25 日（日） （1泊2日）
2. 調査・研修先	東京都渋谷区代々木 国立オリンピック記念青少年総合センター
3. 調査・研修内容	2023 年度決算の審査ポイントを学ぶ
4. 行 程	<u>1日目</u> ・往路 自宅から自家用車にて移動→藤浪駅→名古屋駅→品川駅→参宮橋駅→国立オリンピック記念青少年総合センター （午後2：30出発～午後6：00到着） ・研修会（午後6：30～9：00まで） ・宿泊：国立オリンピック記念青少年総合センター <u>2日目</u> ・研修会（午前8：30～午後3：30まで） ・視察調査②「輪島市・穴水町」 ・復路 参宮橋駅→東京駅→名古屋駅→藤浪駅→自家用車にて自宅へ



5. 参加者	全国自治体議員行財政自主研究会の 市町村議員・県議 15 名 (名簿の配布なしのため、人数のみの報告)		
6. 経費内訳	費 目	内 容	金 額
	交通費	自宅・藤浪駅往復 (ガソリン代)	自費
	交通費	藤浪駅・名古屋駅 (往復) @460×2	920
	交通費	名古屋駅・新宿駅 (往復) @10,560×2	21,120
	交通費	新宿駅・参宮橋駅 (往復) @140×2	280
	宿泊費	夕食・朝食代 (1泊分)	自費
	研修費	参加費 (素泊まり宿泊費込み)	12,000
		合 計	34,320
7. 成果・提言	別紙のとおり		

2023 年度自治体決算を読む

講師：菅原敏夫氏

まとめ：吉川三津子

国のこと、地方自治体のこと

1. 決算と予算

- ・ 8 月は自治体の決算議会の準備が整う時期
一方国の 25 予算の概算要求が締め切られる時期で、8 月 30 日（金）頃に各府省から要求項目の発表があり、財務省による査定が本格化する。
- ・ 財務省は 2025 年度予算案の概算要求で、利払いや債務償還に充てる国債費について過去最大となる 28 兆 9116 億円を計上する方針。
- ・ 国債費は国の予算の中でも大きなウエートを占める項目の一つ。24 年度の一般会計当初予算では歳出全体の 24% に上り、社会保障費（33.5%）に次ぐ規模だった。今後、金利上昇で利払い費の負担が増していけば、国債費が予算編成の自由度をいっそう縛ることになりかねない。
- ・ 金利が上がってお金を出すわけにいかない財務省と好決算の自治体
23 年度（21、22 年度も）自治体決算は難しい。その理由は「好決算」が見込まれているからである。（3 年連続で良い決算の自治体。収入を増やし、借金は減らした。「どこに文句があるんだ！」ということ）。
- ・ 今年も経済は好調、財政も改善。
⇒ 公の役割は、経済の踏み台にされた「格差」を是正すること、再配分政策に踏み出すこと。
バラムキと言われようとなんでも、貧しい側に立ち続けること。
そのチャンスがやっと巡ってきたのだ。普遍主義に基づく福祉と教育へ近づくチャンス。
- ・ 財政の問題は、バランスシートで議論すべき
しかし、国のバランスシートは債務超過
- ・ 一番はやく HP に決算見込み公開がされたのが、大阪市（7 月 19 日）
7 月の中旬までに「決算見込み」を市民に公表できるということ。「実質収支の黒字」を強調するのは昔から共通だが、なぜか「財政調整基金」について必ず触れるようになっている。

2. 23年度自治体決算審査は難しい

- ・ 昨年度の地方税収 45.7 兆円、3 年連続の過去最高 賃上げを反映

総務省は (24 年 7 月 12 日)、2023 年度の地方税収の決算額が前年度より 5197 億円 (1・ 2%) 多い 45 兆 7064 億円となり、3 年連続で過去最高を更新する見込みだと発表。

企業の賃上げによる給与所得増などの動きを反映した。

- ・ 全体の約 3 割を占める個人住民税は前年度比 3711 億円 (2・ 7%) 増の 13 兆 9240 億円で過去最高だった。

- ・ 企業が納める地方法人 2 税は 235 億円 (0・ 3%) 増の 9 兆 1360 億円だった。

⇒ 納税時期の関係で、好業績が目立った今年 3 月期決算分は反映されておらず、企業の好業績や歴史的な賃上げは 24 年度以降の税収に反映されるため、今後、地方税収はさらに増える見通しだ。(朝日新聞報道)

- ・ 23 年度自治体決算審査は難しい。「好決算」が見込まれているからだ。

収入を増やし、借金は減らした。「どこに文句があるんだ！」という声が聞こえてきそう。

必要なところには積極的に予算付し、使うべきだ (ワイズスペンディング) ということになるのか。

3. 「市民決算」 公会計と財政

地方自治法に定める議会の三大権限は、

- 1 条例の制定改廃
- 2 予算を定める
- 3 決算の認定

決算は重要だ。地方自治法改正は、決算を重視し始めている！

総務省は「決算不認定の調」を作成している。

最新の「調」には、21 年度と 22 年度分の合計。27 自治体の記載がある。

都道府県名 市区町村名

不認定議決日

議会の種類

議員定数

議決状況

会計の種類（一般会計、特別会計の名称）

不認定の理由

長による必要と認める措置の実施状況

講じた措置の内容

議会報告日

公表日

決算審議を予算に反映！！

4. 地方財政状況調査検収調書—決算カードから検収調書

8月の下旬、市町村の担当課に準備ができて、議員が利用できるものは、

- ・ 地方財政状況調査表
- ・ 決算状況（決算カード）
- ・ 決算統計調査検収調書
- ・ 健全化判断比率
- ・ 決算審査意見書

5. 財政健全化法 制定と指標

(1) 健全化判断比率の内容

監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされている。

決算に関しては、「法定決算」、「普通会計決算」（決算統計）、「健全化判断比率決算」の3者鼎立となっている。法定決算と健全化判断比率は監査の対象とすることが法律で定められている。

一般会計等に関しては、下の4指標である。

1 実質赤字比率 当該自治体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2 連結実質赤字比率 当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3 実質公債費比率 当該地方公共団体の一般会計等が「負担する元利償還金及び「準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} = & \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \end{aligned}$$

4 将来負担比率 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が「将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} = & \frac{[\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})]}{[\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})]} \end{aligned}$$

6. 地方自治法改正と決算と監査

2017年6月に地方自治法が改正公布

議会、決算、監査のあり方がかなり大きく変更された。

だが、議会での議論が沸騰しているようには見えない。それは、変化が行き渡っていない、変化を使いこなせていない。

地方自治法の改正は、

1 内部統制に関する方針の策定等

- ・ 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備(その他の市町村長は努力義務)
- ・ 方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出

2 監査制度の充実強化

- ・ 監査委員が監査等を行うに当たっては、監査基準に従うこととし、監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定め、公表(監査基準の策定について、国が「指針を示し必要な助言を実施)
- ・ そのほか、監査制度について以下の見直しを実施 勧告制度の創設・ 議選監査委員の選任の義務付けの緩和 監査専門委員の創設 条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和等

3 決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備

- ・ 地方公共団体の長等は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表

4 地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等

7. 総括

総務省がおすすめの決算指標は次の5つ。

1 財政力指数

2 経常収支比率

3 実質公債費比率

4 将来負担比率

5 ラスパイレス指数 ← これは不要では？

22年度では、健全化判断比率のうち、

実質公債費比率が▲の市町村 75

将来負担比率が▲の市町村 890

(全市町村数 1718)

この数値の意味を考えたい。

きょうの話の若干の総括。

比較検証しよう！

1. 決算カード（地方財政状況調査表の総括編）

決算カードは左右の両ページに書かれていて、左側は指数等、右側には歳入歳出の個別の項目が書かれている。日本中だいたい同じ様式だ

この決算カードの簡単な分析を「監査委員決算審査意見書」として5年分くらいを分析してくれている。

2. 参加者の自治体の決算カード等を比較してみよう（まとめ）

■ 調べるポイント

財政状況資料集（総務省）をみよう！＝全自治体

■ お金が余っている。

国は、8月から11月にかけて省庁予算要求がされる。選挙でおくれるのでは？

→ 地方自治体議員として、ここ数年の決算状況をみて、どう考えるか。

■ 地方自治法改正「決算の不認定」

地方自治法改正により、自治体の長は、決算不認定の場合、必要な措置を講じたことを議会に報告・公表しなければならないとなった。

事例が総務省HPで示されている。参照すべき。

■ 決算カードをもとに考えよう！（重要な項目）

健全化判断比率 唯一法律で制定されているもので、重要。変化がでている。

実質黒字比率はなぜないのか！！！（どれくらいがよいの？）

黒字の幅がどれくらいでているのか？

経常収支比率

基金 今年、黒字が増え、基金に繰り入れた自治体が多い。

財政調整基金の取り崩しも、一方である。

基金全体に、特別な理由があるかも？

会社ではないから、貯める必要はないのではないか！

債務負担行為をうったからといっても、何ら効力はない！

債務負担行為の議決が実際に行われているが、長期的に議会が監視していく必要がある（払うという約束をする必要があるのか）。

地方交付税

子どもの人数は別立てで計算するようになった(18歳未満)

地方交付税算定台帳を参照

「建築基準法 42 条 2 項道路」を道路台帳にのせることで交付税

財政調整基金は、いくらが適当か？①

→標準財政規模が分母で、財政調整規模・・・5%くらいでだいじょうぶかな？

数年前：総務省が「積み過ぎだ！」と警鐘

→ 東京都が一番たくさんとりくずした(モデルにされた)

給食費無償化について

→ 無償化が給食が貧相になるので要注意！

→ 武蔵野市

扶助費

病院受診者数によるアップ(29.8% = さいたま、一人親家庭ふえている)

高齢者入所数が減っている？

→ 高齢者から子どもにシフトしている

生活保護費が減っている(人数が減っている) 貧困が解決しているのではない
熱中症で死んでない？

技術職不足

積算がくめない。

老朽化対策ができない

地方債のうち実質的な謝金は？

債務負担行為が不明 4 つに分けて増減をみる

請負が増えているから増えている

使用料・手数料

行政財産を使わせる。単なる土地貸しではないか。

お金をとるかいなかは、議会で審議されるので、発言をのがさない！

国民健康保険

透析人数による(小さい自治体には大きな負担)

一般会計から入れないと無理？

将来負担比率

マイナスの意味

利払いを引いて・・

1年の年収のうち貯金の利子を引いて

借金の支払いよりも借金の利払いのために用意した金額の法が多いこと

将来公債比率

今日のうちに返せるのでは！！！！

去年 890 マイナスの自治体 (過半数) = 無借金自治体

実質公債費率

75自治体 が借金なし？

借金行政から脱出した！

自治体にはお金が余っている

用意した貯金が増え過ぎた

地域手当はどうか？

■ その他

こんなにお金があるのに・・・ どうして必要なところに使わないの？

白内障のめがね 補助

一人親 補助

愛西市の課題を発表

- ・ 八開庁舎
- ・ 維持補修費
- ・ 国保保険給付費
- ・ 国保への繰り入れ多い
- ・ 他会計繰り入れ

様式第10号（第6条関係）

2024年12月13日

愛西市議会議長

近藤 武 様

愛西市議会議員 吉川 三津子

先進地調査等成果報告書

（先進地調査を・研修に・研修を）下記のとおり（実施・参加）しましたので、愛西市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第2項の規定により報告します。

記

1. 調査・研修日	2024年11月16日（土）～17日（日） （1泊2日）
2. 調査・研修先	東京都渋谷区代々木 国立オリンピック記念青少年総合センター
3. 調査・研修内容	全国自治体議員行財政自主研究会 「居住支援と重層型支援について」 ●テーマ： ① 居住支援法人の役割とは ～福祉のスタートは住まい～ 講師：西澤希和子氏（（株）あんど 代表取締役） ② 重層的支援について ～どう進めればよいのか～ 講師：犬丸智則氏 厚生労働省 地域共生社会推進室 支援推進官
4. 行 程	<u>1日目</u> ・往路 自宅から自家用車にて移動→藤浪駅→名古屋駅→品川駅→参宮橋駅→国立オリンピック記念青少年総合センター （午後2:30出発～午後6:00到着） ・研修会（午後6:30～9:00まで）



	・宿泊：国立オリンピック記念青少年総合センター <u>2日目</u> ・研修会（午前8：30～午後3：30まで） ・復路 参宮橋駅→東京駅→名古屋駅→藤浪駅→自家用車にて自宅へ		
5. 参加者	全国自治体議員行財政自主研究会の 市町村議員・県議 15名 (名簿の配布なしのため、人数のみの報告)		
6. 経費内訳	費目	内 容	金 額
	交通費	自宅・藤浪駅往復（ガソリン代）	自費
	交通費	藤浪駅・名古屋駅（往復） @460×2	920
	交通費	名古屋駅・新宿駅（往復） @10,560×2	21,120
	交通費	新宿駅・参宮橋駅（往復） @140×2	280
	宿泊費	夕食・朝食代（1泊分）	自費
	研修費	参加費（素泊まり宿泊費込み）	12,000
		合 計	34,320
7. 成果・提言	別紙のとおり		

理解できているか？居住支援法人 間違った理解になっていないか？重層支援

居住支援法人(株)あんど／講師：西澤佐和子氏

厚生労働省 社会援護局／犬丸智則氏

まとめ：吉川三津子

今までの居住支援の国の動き & 令和7年度法改正の中身

1. 居住支援法人とは

- (1) 住居は、福祉の原点。高齢者・ひとり親・障害者・外国人など「大家の貸し渋り」などで確保が困難な人(住居確保要配慮者)の住宅確保・居住後支援・退去支援を一貫して行う。

2. 法改正と行政がすべきこと

(1) 国からの支援

- ・居住支援協議会・居住支援法人が行う活動に対し、国が支援(R6～10年度)
- ・市町村の居住支援協議会設立を努力義務とし、金銭的助成

(2) 住宅セーフティネット制度見直し

- ・背景：単身世帯増加。持ち家率低下等による要配慮者増加が想定
単身高齢者への大家さんの拒否感が大きい(孤独死・残置物)
居住支援法人は増加した
- ・国交省と厚労省が共同で基本方針策定
 - ① 市町村に居住支援協議会設置促進(努力義務化)
 - ② 住まいに関する相談窓口から、入居前・入居中・退去時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携して、居住支援体制の整備を推進
- ・法改正は・・・
 - ① 配慮者が円滑に入居できる市場整備
終身建物質貸の認可手続き簡素化
居住支援法人の業務に残置物処理を追加
 - ② 家賃政務保証業者の認定制度
 - ③ 居住サポート住宅新設(市町村が認定)

3. まとめと質問

- ・居住支援法人とは、正解はない。作っていく物
- ・法定後見人制度の課題は、財産管理はするが、身上監護ができる後見人がいない
- ・市民後見人 東大の5期生であるが、不動産に関しては、抜け落ちている。

こんなことがありました

借地権のある家の相談

地主に返してくれと言われていた

建物に5000万円の価値があるのに、後見人は不動産の知識がない

- ・国交省：リフォーム履歴を登記することができる
- ・障害者のこと

障害者ひとりに国から 25～50 万円出る

移行型グループホーム R6 から始まった

利用者を抱え込んではいけない

移行型にせざるを得ない

居住支援法人と組んで住居を探す(手をつなぐ育成会)

重層型支援とは？どう進めればよいか？

1. 社会的背景は

- ・これから単身世帯が増える
- ・個の意思・能力・資質を求める時代になったが、こうした社会に適応できない人が増えてきた。
⇒ 生きづらさは、百人百様。
目に見えない。誰にも起きること。虐待・自殺・ひきこもり
- ・国は縦割りだが、地域創生と共生支援を共存して実現できるのが自治体
- ・行政は、政治に左右されず、市民の生活を確保するのが仕事
- ・いまだからこそできるが、数十年後に最低限のサービスしかできない
⇒そこまで考えて行政運営できているか？

2. 地域共生社会の実現に向けて

～重層的支援体制整備事業を活用して～

(1) 地域共生社会とは

分断(タテワリ)から統合・融合(まるごと)へ

⇒「みんな」が生きやすい社会

- ⇒ 誰でも、何らかの関わり(支援)が得られるような社会をつくっていく
- ⇒ 給付にならない、かちつとした制度にならない
- ⇒ 従来の社会保障の延長ではない

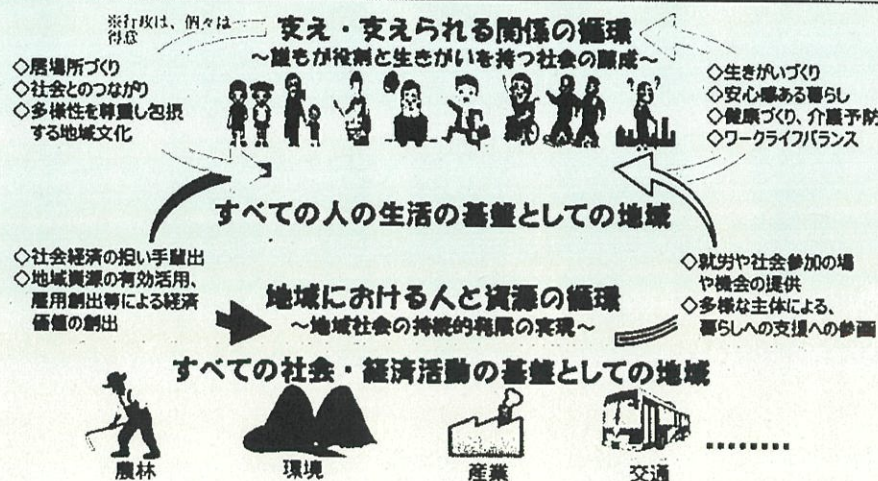
(配付資料より)

参考 地域共生社会の実現に必要な循環関係

- 少子高齢・人口減少社会という我が国が抱えている大きな課題は、我が国全体の経済・社会の存続の危機に直結しており、この危機を乗り越えるためには、我が国の一つ一つの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要と考えられる。地域力強化を考えるに当たっては、福祉の領域を超えた地域全体が直轄する課題を、改めて直視する必要がある。(略)
- 様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという地方創生の取組と、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組は、別々のものではなく、生活の基盤としての地域社会が持続可能であることが、地域福祉の基盤として不可欠であり、地域福祉によって地域生活の質が向上することで、そのことが地域の活性化に「還元」されていくと考えられる。
法第6条第2項に規定されているように、いわば、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防災・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画等も含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「風」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠であると考えられる。 ※ここが重要
- また、地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実を生じうる課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められる。
これは、(略) 地域福祉推進の目的と相通ずるものであり、地域共生社会の実現に向けては、地域福祉の推進が求められているということができる。

地域共生社会とは

- ◆ 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



3. 重層的支援は、こうありたい

(1) 大切なのは現場の「あとちょっと」の声からはじまります

重層的支援体制整備事業は、さまざまな分野や主体が協働するための体制整備であって、新たに窓口などをつくるような事業ではありません。

重層的支援体制整備事業は、さまざまな分野や主体が協働するための体制整備です。いまあるしくみを整えて新たな環境整備をすることです。

(2) 多くの市町村で「重層型支援」がうまくいっていない。

生活困窮がメインとなる(委託がふえてしまって、課題を共有できていない)

新たな事業をつくることと、間違った解釈してしまっている。

(3) 市民は市役所に相談にいくでしょうか？ 声なき声をどうするか？

・市民の多くは、市に行きません。

総合窓口を設置する意味はあるでしょうか？

・市は、市民と一緒に知恵を出すことになっていない。

委託して終わってしまい、課題などをひろい切れているでしょうか。

・現場に関わる職員の声を聞くのが大切。ここから始まる！

(事例)

守山市の人事評価＝住民活動に参加することが入っている。

4. 厚生労働省「重層的支援体制整備事業の実施について」

(1) 厚生労働省は、令和5年に進め方の資料を提示しています。

どのようにしくみを作っていくのかが示されています。市民や企業、ときには喫茶店も支援者です。

支援関係単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。

各市町村における重層事業の担当部署及び担当者は、既存の支援の関係機関等を支援する、いわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の対象者への支援や、地域活動を一手に担ってしまうことは、決して望ましくない。
と書かれています。

(以下、令和5年に厚生労働省が出した資料)

重層的支援体制整備事業の実施における留意事項

令和5年8月8日付「重層的支援体制整備事業の実施について」別添1より

重層事業に係る心構え

- ・重層事業においては、市町村内の各種施策に係る支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要である。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠。
- 会議体を開催してはみたものの、その場限りの関係性にとどまってしまう、連携・協働の体制として発展していかない。
- 重層事業を構成するすべての取組の実施に至ったものの、各分野別個の支援に留まっており、地域における支援ニーズを踏まえた新たな発想が生まれない。
- ・重層事業とは、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。
- ・各市町村における重層事業の担当部署及び担当者は、既存の支援の関係機関等を支援する、いわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の対象者への支援や、地域活動を一手に担ってしまうことは、決して望ましくない。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまうと、重層事業本来の意義が失われる結果となりにかねないことに留意が必要である。

重層事業に向けて必要なプロセス

- (1) なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのかの理解
- (2) 「重層的な」取組を行うことの合意
- (3) 事業のデザイン

- ・先進事例を単純に取り入れるのではなく、庁内の体制を分析した上で、個別支援において連携・協働していくためにどのような組織づくりが必要なのか。
- ・「わがまち」の強みや、今後活かせるような社会資源等を把握した上で、それらを組み合わせるとどのような取組が可能か。



うちの相談窓口の課題はどのようなものがあるのかな？

福祉部門の連携はある程度できているようだけど、地域とのネットワークがないから、支援が行き詰まるというような意見があるようだ。

地域となると、たとえばNPO関連のとりまとめをしているような部署や団体さんに声をかけて意見交換をしてもいいね。

重層的支援体制整備事業は、さまざまな分野や主体が協働するための体制整備です。いまあるしくみを整えて新たな環境整備をすることです。

市民も重層のうちのひとつの層です。ですから、重層支援を市民協働課が担当している自治体(豊明市)があります。

(2)まとめ

何でも社協に仕事を流す自治体が増えています。

それだけの仕事をこなす力量と職員数がそろっているのでしょうか。本来の自主的な福祉活動はできているのでしょうか。天下り職員も増えています。そのようなことをするなら、職員を派遣した方がよいです。

また、重層支援はこうすべきという全国統一の仕組み作りではなく、今までの事業作りとは全く違った物です。いままでの市の体制に市民を巻き込んで、独自の支援をどう作っていくのです。部長も職員も市民もケアマネも食堂のおじちゃんも、みんな横並びの関係で支援を作っていくのが重層支援であると、私は学びました。

様式第10号（第6条関係）

2025年 2月 17日

愛西市議会議長

近藤 武 様

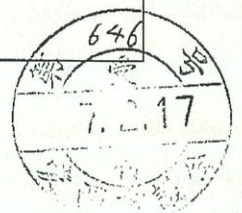
愛西市議会議員 吉川 三津子

先進地調査等成果報告書

（先進地調査を・研修に・研修を）下記のとおり（実施・参加）しましたので、愛西市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第2項の規定により報告します。

記

1. 調査・研修日	2025年2月3日（月）～4日（火） （1泊2日）
2. 調査・研修先	京都府福知山市 福知山市危機管理課・NPO等
3. 調査・研修内容	災害要配慮者移送 福祉有償輸送 交通空白地輸送
4. 行 程	<u>1日目</u> ・往路 自宅から自家用車にて移動→藤浪駅→名古屋駅→京都駅→福知山駅（午前8:30出発～12:00到着） ・NPO法人BGM視察（就労支援Bなど施設） ・福知山厚生会館で研修会（午後1:00～4:00まで） 福知山市危機管理課より ・福知山市交通空白地を見学（午後～6:00まで） ・宿泊：ホテルサンルート福知山 <u>2日目</u> ・視察（午前8:00～9:30まで） 福祉有償輸送活動見学



	・福知山厚生会館でNPO法人BGMほか市民団体から有償 輸送等の活動事例を聞く（10：00～12：00） 復路 福知山駅→京都駅→名古屋駅→藤浪駅→自家用車にて 自宅へ		
5. 参加者	犬山市議 2 名と計 3 名		
6. 経費内訳	費 目	内 容	金 額
	交通費	自宅・藤浪駅往復（ガソリン代）	自費
	交通費	藤浪駅・名古屋駅（往復） @460×2	920
	交通費	名古屋駅・福知山駅（往復） @8,670	17,340
	研修費	研修参加費	3,000
	宿泊費	夕食・朝食代（1泊分）	自費
	宿泊費	ホテル	7,350
		合 計	28,610
7. 成果・提言	別紙のとおり		

交通空白地の交通のあり方を学ぶ

まとめ:吉川三津子

視察と目的

交通空白地帯の交通のあり方について学ぶことが目的。

- ・市民団体による福祉有償輸送のしくみを使った「災害要配慮者の避難」
- ・福祉有償輸送の活動を進化させた「交通空白地の交通手段の確保」

—— 1日目 ——

1. 災害要配慮者の避難に市民が活躍

2025年2月2日

福知山市危機管理室:職員

福知山市は、災害が多い地域である。

災害時の要配慮者の避難計画について説明がされ、個別避難計画や避難所までの移送の仕組みが紹介された。

市からの説明後、福祉有償輸送サービスの活動をしている団体が、児童デイ事業をしているとのことで、現場見学に伺った。児童デイのスタッフが福祉有償輸送のスタッフとしても活動していた。複数の事業をしながら、赤字事業の補填をしていた。

(1) 福知山市の避難支援計画の概要

- ・避難支援計画では、要支援者 3000 人を支援
- ・寝たきりや車椅子利用者、認知症の方々 300 人については、市役職員と福祉専門職が主体となって避難支援を行う。

(2) 個別避難計画の作成

- ・要支援者一人一人に寄り添った計画
- ・福祉専門職と市職員が協力して作成
- ・計画作成には、当事者や家族との聞き取りが重要

(3) 地域連携と災害時の避難

- ・地域との調整会議を実施
- ・自治会長や民生委員に情報提供
- ・事前の避難を重視し、台風などに備える。

(4) 避難所での課題と、移送サポーターの募集

- ・ 避難所までの移送人材の不足
- ・ 避難所でのサポートが必要な高齢者や一人暮らしの方への支援が課題
- ・ 移送サポーターと避難生活サポーターを募集

(5) デイサービスに行っている人の避難のしくみ

- ・ 移送サポーターが福祉車両を使用して避難所まで移送
- ・ 避難生活サポーターが避難所で生活支援
- ・ 災害が収束した後に再び自宅まで送り届ける。

(6) 避難訓練の実施

- ・ 避難場所では、移送サポーターから避難生活サポーターへの引継が行われ、地域の協力ができている。
- ・ 昨年の台風 15 号では実際の避難通りに行ったが、避難者が少なかった。
- ・ 理由は、高齢者の避難イメージが持てていなかったと思われる。
- ・ 実際の避難の流れを体験し、避難のイメージを持つことができている。課題はあるが、当事者からはこの方法であれば避難する意欲があるとの意見。

(7) 個別避難計画とケアマネの役割

- ・ 個別避難計画を立てることで、直接福祉避難所に行けるルールがある。
- ・ 計画作りにケアマネに関わってもらっているが、忙しさ・人手不足が課題だ。計画作りに関わってもらおうと、一件当たり 7000 円を支払っている。

(8) 市民団体「福知山会議」、有償運送ネットワーク、災害要配慮者輸送の関係の関係

- ・ 福知山会議は、有償運送の運転講習会をおこない、福祉運送ネットワークのサポーターを増やす役割を担っている。日常的には、福祉運送サポーターとして活動しているひとが、災害時には要配慮者の輸送も行っている。

(9) 福祉タクシーと福祉有償輸送の違い

- ・ 福祉タクシーは通常のタクシーと同じ扱いで、登録が必要。
- ・ 福祉輸送は利用者が安く利用できる方法を選ぶことができ、利用者が安くて来てくれる方法を選んでいるだけで、目に見えた競合はない。

(10)市の協力体制と財政面

- ・事務局（市民団体）に入る市からの補助金は、回数による。最高で年間 41 万円。
- ・交通空白地の市民の利用量は 400 円。市から 400 円加算され、運転手には 800 円支払われる。

(11)運転手の年齢制限と資格

- ・年齢制限は、団体によって異なる。

(12)課題

- ・財政的に厳しいこと。
- ・事務局（市民団体）に入る市からの補助金は、回数によるが、最高で年 44 万円

市への提案

- ① 早急に「個別避難計画」を作成し、地域と情報を共有することで、災害時の避難支援体制を強化する必要がある。
- ② 高齢者や障害者の避難には、地域全体でのサポートが必要であり、個別避難計画にサポーターの役割を決め、実効性のあるものにすることが大切である。
- ③ 高齢者や障害者も参加する避難訓練が重要。
地域の訓練により、高齢者自身がこれならできるという意識を持つことが重要。そのような意識が避難率を高める。
- ④ 交通空白地の交通手段確保については、国交省もマニュアルを出している。介護サービス総合事業で移送サービスを行っているので、そうした団体が役割を拡大し、交通空白地への対応もできるよう提案し協力を求める。
- ⑤ 福祉有償輸送だけでは、組織の財政的運営が厳しい。それなりの支援体制が必要。
- ⑥ 市民団体との協働が大切である。市内にどのような市民団体があるか、まずは把握し、対等な立場で協働すべきである。

2. 有償運送とNPO活動

2025年2月3日

NPOの方々、福知山市議会議員 荒川様

福知山北部では、他の地域に比べて多くのNPOが有償運送の活動を行っており、交通空白地も広がっている。しかし、福祉輸送だけでは財政的に厳しく、NPO法人BCMは障害児の支援活動や就労Bなどの活動もしていることで、収益的に安定した運営を行っている。

二日目は、福祉輸送の活動現場を見学し、その後、施設内でNPOの具体的な活動について話を聞いた。

(1) 福知山有償運送ネットワーク

- ・7団体で構成され、情報共有を行っている。

(2) BCMの活動

- ・カフェ・就労継続支援事業を通じて、働けない人々に働く機会を提供し、収益にもつながっている。
- ・就労Bは、高齢者の受入もできる。

市への提案

- ① 核心は、有償運送とNPO活動の理解である。
- ② NPOは収益を確保し、運営を安定させなければ、市民にサービスを提供し続けることはできない。また、こうした団体と協働しなければ、市は市民の課題は解決できない。実現できる団体と市は話し合いながら仕組みを作っていく体制を整えるべき。